国内募集型企画旅行条件

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。

なります。お甲込みいた **1. 募集型企画旅行契約**

- 1. 号乗型企画版行業判 (1) この旅行はトラベルイン株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約)といいます。)を締結することになります。 (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下)旅行サービス)といいます。)の提供を受けることができるように、新程管理す

- 程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。
 2.1.旅行のお申込みと契約の成立時期
 (1)当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。)にて、申込書に所定の事項を記入のうえ、おひとり様につきパンフレット、ホームページに記載の申込金又は、旅行代金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部として繰り入れます。また、旅行契約は当社らが契約を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
 (2)(イ)当社らは電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出された場合は一部ならは予報がたかったものとして取り担います。

- とがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を適知した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社らは予約がなかったものとして取り扱います。
 (ロ)ネットで予約・店舗でお支払いをする場合には、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金が提出さの支払いがなされない場合、当社らはお申し込みはなかったものとして取り扱います。
 (3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリの場合は、申込金の支払い後、当社らがお客様との旅行契約を素書する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第23項(3)の定めにより契約が成立します。
 (4)当社らは、団体・グルーブを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
 (5)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
 (6)当社らは、契約責任者が開成者の大事を有していては、何ら責任を負うものではありません。
 (7)当社らは、契約責任者が開成者の大事を当社らに提出しなければなりません。
 (7)当社らは、契約責任者が団体・グルーブに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
 2-2・ファイティングの取扱いについての特約
 当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティング期限)といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をで提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、お客様が当社からの回答をお持ちいただける期間(以下「ウェイティング)即取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお持ちいただける期間(以下「ウェイティング)即取扱してお名では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、お客様がかないでは多りません。
- す。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約か成立することをお約束するものではありません。
 (2)当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 (3)旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
 (4)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い同じませ、
- (4) 当社は、フェイ・フィングが開ビコンボロングでは、アンドンでは、ます。 い戻します。 (5) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいただきません。

- イングの収扱いを解除する自の中山が収消科対象期間にあつたとさでも当在は収消科をいたださません。
 3. お申込み条件
 (1) 20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
 (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合

- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 (4) お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 (5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用い若しくは威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。からためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。(7) 前項のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。とい、統行の安全かつ門滑な実施のために行助者又は同性者の同行、医師の診断者以出し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
 (9) 当社は、本項(1) (2) (6) (7) (8) の場合で、当社よりお客様に連絡が必要な場合は、(1) (2) はお申し込みの日から、(6) (7) (8) は非申し出から、原則として可聞以内にご連絡い必要な場合は、(1) (2) はお申し込みの日から、(6) (7) (8) は非申し出りら、原則として可聞以内にご連絡い必要な場合は、(1) (2) はお申し込みの目から、(6) (7) (8) は非申しから、原則として可聞以内にご達絡い必要な場合は、(1) (2) はお申し込みの目から、(6) (7) (8) はず中しから、原則として可聞以内にご達絡い必要な場合は、(1) (2) はお申し込みの目から、気(7) (4) はず中での共産を必要とする状態になったと当社が判断する場合はあります。

- (11) お客様のご都合によるフリータイム以外の別行動は原則としてできません。ただし、別途条件でお受けする場合があります。
 (2) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 (3) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りする場合があります。
 4. 契約書画と最終旅行日程表のお波し
 (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社らの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、ホームページ、本旅行条件書等により構成されます。
 (2) 本項(1) の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、商品により契約書面記載内容にて最終旅行日程表を兼ねる場合がございます。
 5. 旅行代金のお支払

することかのります。また、関節により実計書 国記取り谷にく取べが11月在衣を取ねる物ロかこといるする ・旅行代金の全額を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお支払いただき ます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開 始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また当社らとお客様が第23項に規定する通 信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社の会員である場合で、お客様の承諾がある ときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含 カートルを1778では中のサストのでは、1940円、1840円に1847年サカワいるに即位金入が1847円で18日である様子数 みます)や第13項に規定する取消料・違約料、第9項に規定されている追加代金及び第12項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日とします。

- お客様の承諾日とします。
 6. 旅行代金について
 (1)参加されるお客様のうち、特に注釈の無い場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。
 (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
 (3)「旅行代金は、第2項の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、及び第13項(3)の「違約料」、及び第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。パンフレット、ホームページにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金」(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。
 7. 旅行代金に含まれるもの
 (1)旅行日程に明示した「渡洋機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・ (1)旅行日程に明示した連

 (1)旅行日程に明示した連

 は観料等及び消費税等諸税。

 (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。

 (3)その他パンフレット・ホームページにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

- 8. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)~(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
 (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
 (2) 空港施設使用料。(パンフレット・ホームページに明示した場合を除きます。)
 (3) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 (4) ご希望者のみ参加されるオブショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金。
 (5) 運送機関が課す付加運賃、料金(例、燃油サーチャージ)。
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

- 第6項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を
- 除きます。) (1)パンフレット、 除きます。)
 (1)パンフレット、ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプ又はあらかじめ旅行代金に含まれているサービス(食事又はレンタル等)のグレードアップのための追加代金で、現地施設へのお支払いではなく当社に追加代金としてお支払いいただくと表示している差額代金。(2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事付プラン」等の差額代金。(3)パンフレット、ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。(4)パンフレット、ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。(4)パンフレット、ホームページ等で当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する深度生態

- (4)パンフレフド、パーパーン マーコエが、パープード追加しまってがする加工性にのファスを定によする運賃差額。 (5) その他パンフレット、ホームページ等で「××××追加代金」と称するもの(アーリーチェックイン追加代金、
- 航空会社指定で希望をお受けする旨パンフレット、ホームページ等に記載した場合の追加代金等)。

航空会社指定で希望をお受けする旨パンフレット、ホームペーシ等に記載した場合の追加代金等)。
10. 旅行契約内容の変更
当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との困果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に理由をご説明いたします。
11 総合理合の脳の変更

11. 旅行代金の額の変更

- 11. 旅行代金の額の変更 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。 (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂 されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。 (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、 その減少額だけ旅行代金を減額します。 (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額 します。

- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 (4)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット、ホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。
 (2) お客様の季替

12. お客様の交替

2. お各棒の交替 お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。ただしこの場合、所定 の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をい ただきます。(既に航空券等を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。) また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、 この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊 機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合がございます。

- 13. 取消料 (1) 旅行契約の成立後、お客様ので都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレット、ホームページ記載の取消料を、で参加のお客様からは1室でとの利用人数の変更に対する差額代金を不れてれいただきます。
- (2) 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払い
- だにさます。 (3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除した ものとし、取消料と同額の連約料をいただきます。 (4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご
- 旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をいただきます。

14. 旅行開始前の解除 (1) お客様の解除権

- 14. 旅行開始即の保険 (1.イ) お客様はパンフレット、ホームページに記載した取消料をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約 を解除するこができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。 (1.ロ) お客様は、次の項目に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。 .ロ.1./ 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の表の左欄に掲げるもの、その他重要なものであるときに限ります。 1.ロ.2 / 第11項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。 1.ロ.3 / 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。 1.ロ.4 / 当社らがお客様に対し、第4項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に既定する期日までにお渡ししなかったとき。又は、最終旅行日程表を同項に既定する期日までにお渡ししなかったとき、又は、最終旅行日程表を省略する場合であって、利用する宿泊機関を明らかにするなど、旅行サービス又はその提供者を特定することを約旨したにもかかわらず、これを特定しなかったとき。 1.ロ.5 / 当社らの責に帰すべき事由により、パンフレット、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - 実施が不可能となったとき。

(2) 当社らの解除権

- (2) 当社らの解除権
 (2.イ) お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社らは旅行契約を解除することがあります。このときは、第13項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 (2.ロ) 次の項目に該当する場合には、当社は旅行契約を解除することがあります。
 2.ロ.ノ お客様が、当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことがあきらかになったとき。
 2.ロ.2 / お客様が第3項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 2.ロ.2 / お客様が第3項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 2.ロ.3 / お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 2.ロ.4 / お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

- 2.ロ.5/お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 2.ロ.5/お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 2.ロ.6/お客様の入数がパンフレット、ホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰り旅行の場合は旅行開始日の前日に当たる日より前)に旅行中止のご適知をいたします。
 2.ロ.7/スキーを目的にする旅行における降雪量の不足のように、当社らがあらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 2.ロ.8/天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 (2/ハ)当社らは本項(2)の(イ)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から遺約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の(ロ)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。その際、金融機関への振込手数料はお客様のご負担となります。

(1)お客様の解除権

- (1.イ) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ません。
 (1.ロ) お客様の責に帰さない事由によりパンフレット、ホームページに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
 (1.ハ) 本項(1)の(ロ)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
 (2) 当社の解除権 (2) 当社の解除権

- (2) 当社の解除権
 (2.イ)当社は、次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 2.イ.1/お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 2.イ.2/お客様が第3両の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 2.イ.3/お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 2.イ.4/天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与(4得ない事本的生した場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 (2.口)解除の効果及び払い戻し
- (2 口) 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の(イ)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を

受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サー ス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い

- ビス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・連約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
 (2.ハ)本項(2)の(イ)の①④により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
 (2.二)当社が本項(2)の(イ)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

 16. 旅行代金の払戻し
 (1)当社は、「第11項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第13項から第15項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始節の解除による払い戻しにあってはパンフレット、ホームページに記載した旅行後の解除による払い戻しにあってはパンフレット、ホームページに記載した旅行終了日の翌日から超算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
 (2)払戻しに際し、お客様指定の返金処理における金融機関等にかかる手数料等の費用につきましては、お客様の買して際し、お客様指定の返金処理における金融機関等にかかる手数料等の費用につきましては、お客様の「独足となります。
- 様のご負担となります。
 (3)本項(1)の規定は、第18項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
 (4)お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。
 (5)クーポン類の引渡と後の私い戻しについては、お渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン券類の提出が場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

17. 旅程管理

(1) 「添乗員同行」 表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書 面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全 のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時とします

- 身で行っていただきます。

- 身で行っていたたきます。 18. 当社の責任 (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社に代わって手配を代行する者が、故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して適知があった場合に限ります。 (2)お客様が次に伊示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)
- の責任を負いません。 (2イ) 天災地変・戦乱・暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 (2.口) 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 (2.1/) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

- (2.二)官公署の命令又は伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 (2.ボ)自由行動中の事故
- (2.へ)食中毒

- (2へ)食円霉 (2・)盗難 (2・)選送機関の遅延、不通、又はスケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生ずる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮 (3・手荷物について生じた本項(1)の掲書につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)といたします。

- 19. 特別補償
 (1) 当社は、前項(1) の当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型
 企画旅行参加中に偶然且つ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害については死
 亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円〜20万円)及び通院見舞金(1
 万円〜5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷利)個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とます。)を支払います。
 (2) 本項(1) にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われな
 い日については、その旨パンフレット、ホームページに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行に参加
 ロンビいたしません。
- 中とはいたしません。
- 中とはいたしません。
 (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山 用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力 機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等) 搭乗、ジャイロブレーン搭乗そ の他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1) の補償金及び見舞金を 支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。 (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーボン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、 貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクト レンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害賠償金を支払いません。 (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害補償を重ねいません。

20. お客様の責任

- 20. お客様の責任
 (1) お客様の責任
 (1) お客様の改意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
 (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
 (3) お客様は、旅行開始後において、契約書画に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関、お申込店または当社に申し出なければなりません。
 (4) 当社は、旅行市のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でき払わなければなりません。

- 調することがあります。この場合において、これが当社の貴に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
 (5) クーボン券類紛失の場合・当該クーボン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。
 21. オブショナルツアー又は情報提供者
 (1) 当社の募集型企画旅行を加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オブショナルツアー」といいます。の第19項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行(契約の内容の一部として取り扱います。当社オブショナルツアーは、パンフレット、ホームページ等で(企画者: 当社)と明元します。
 (2) オブショナルツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレット、ホームページで明示した場合には、当社は当該オブショナルツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレット、ホームページで明示した場合には、当社は当該オブショナルツアーを加中にお客様に発生した第19項(特別補償)で規定する損害に対しては、当行は場合を除きます。)。また、当該オブショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該連行事業者の定めによります。
 (3) 当社はパンフレット、ホームページ等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、すべて、当該連行事業者の定めによります。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中に発生した損害については、当社は第19項の特別補償規定は適用します(但し、当該オブショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット、ホームページ又は確定書面にて記載した場合を除きます。)。が、それ以外の責任を負いません。
 22. 旅程保証

22. 旅程保証

- 22. 旅程味証 (1) 当社は次に掲げる旅行契約内容の重要な変更(ただし次の(イ)(ロ)(ハ)で規定する変更を除きます。)が生じた場合は、第6項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内のお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が基本することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一環にしてませれる。
- 「新生」である。 部として支払います。 (1.イ)次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が 行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによ

- る変更の場合は変更補償金を支払います。) a.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 b、戦乱 c 暴動 d 官公署の命令 e.欠航、不通、休業等運送・ 宿泊機関等の旅行サービス提供の中止「遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運 送サービスの提供。身、旅行参加者の生命又は身体の安全権保のために必要な措置 (1.ロ)第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された時の当該解除された部分に係る変更の場合、

- (1.口) 第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された時の当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 (1.ハ) パンフレット、ホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
 (2.本項(1) の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金を支払いません。
 (3.当社は15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がむとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
 (3.当社はお客様の同意を得て、金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

	一般一日十に フさ 下	記の辛入旅行代金
当社が変更補償金を支払う変更		旅行開始日以降 にお客様に通知 した場合
①パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日 又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した入場する観 光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地 の変更		2.0%
③パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の 等級又は設備のより低い料金のものへの変更 変更後の等級及び設 備の料金の合計額がパンフレット、ホームページ又は確定書面に 記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)		2.0%
(④パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の 種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した本邦内の旅 行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した本邦内と本 邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の 種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
®パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の 客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット、ホームページ 又は確定書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
1・パンフレット ナーノ ページの記載中央と歴史書表の記載中央の明立は歴史書表の記載中央と中際に担		

- : パンフレット、ホームページの記載内容と確定書面の記載内容の間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。
- 注2: ⑤においる (一つ・) では、 (一つ・) では、 (一つ・) では、 (日本) では、 (日本
- 注4:④⑦・③に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取扱います。 注5:③・④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。
- 注6: ④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴
 - ときないのでは、ます。● 選送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

- ドの種類も異なります)
 (1) 本項でいう「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払戻しをする日をいいます。
 (2) 申込みに際し、会員ばカード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らに適知していただきます。
 (3) 通信契約による旅行契約は、当社らが電話又は郵便で、契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約においてEメール等の電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
 (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレット、ホームページに記載する金額の旅行代金」又は「第13項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
 (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い足します。

- い戻します。
 (6) 与信等の理由により会員の申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は、第13項の取消料と同額の違約料を申し受けます。
 24.個人情報の取扱いについて
 (1) 当社らは、旅行申込みの受付に際し所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得します。お客様が当社にいただく個人情報の項目をご自身で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様と迎達、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きが取れない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- ののグよう。私行びに個人に同ない。 してご対応いたします。 (2)当社らは前項により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必

- 様がお申込いただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用します。
 **この他、当社及び取扱旅行会社では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い。④特典サービスの提供、③統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

 (3) 当社は旅行添乗業務、空港等での斡旋サービス業務等において、本項(1) により取得した個人情報を取り扱う業務の一部または全部を他社に委託することがあります。この場合、当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わしたうえで個人情報を預託いたします。

 (4) 当社は当社が保有するお客様個人情報データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申し込みの簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

 (5) 当社は、旅行先でのお客様のお買物などの便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを守秘義務契約を締結した土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、搭乗日、括乗される航空便名などにかかわる個人データを、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業に使用を手型といる場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

 25. 旅行条件・旅行代金の基準

25. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日についてはパンフレット、ホームページに明示した日となります。 26. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
 (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換・返品等のお手伝いはいたしかねます。
 (3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意し、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理業務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となります。
 (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
 (5) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合もがありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様で自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも第18項(1) 及び第22項(1) の責任を負いません。
 ※旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。この旅行条件書は2016年5月の基準に基づきます。

〈観光庁長官登録旅行業第1750号〉

トラベルイン株式会社 〒163-0449 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 新宿三井ビル49階 TEL.03-3347-9000 FAX.03-3347-9072